

鳥取県障がい者グループホームスプリンクラー等設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい者グループホームスプリンクラー等設置促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、指定共同生活援助事業所又は指定短期入所事業所（以下「グループホーム等」という。）の設置法人が当該グループホーム等にスプリンクラー、又は住宅用下方放出型自動消火装置（以下「簡易型スプリンクラー」という。）を設置するのに必要な費用の一部を助成することにより、当該グループホーム等を利用する障がい者の安全安心を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行なわなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければ

ならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める財産の処分制限期間とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

- 第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
1 スプリンクラー設置促進事業	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業のスプリンクラー整備事業によりグループホーム等にスプリンクラーを設置する社会福祉法人等	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業のスプリンクラー整備事業に係る交付額に4/3を乗じて得た額。(県内事業者が施工したものに限り。ただし、やむを得ない事情で県内事業者の施工が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)	1 / 8	/
2 簡易型スプリンクラー設置促進事業	(1) 消防法(昭和23年7月法律第186号)により、スプリンクラー設備の設置が義務づけられておらず、かつ、賃貸物件を活用しているグループホーム等に簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等 (2) 鳥取県社会福祉施設等施設整備事業のスプリンクラー整備事業の補助対象外となるグループホーム等に簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等	簡易型スプリンクラーの設置に要する経費。(県内事業者が施工したものに限り。ただし、やむを得ない事情で県内事業者の施工が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)	1 / 2	1室当たり 35,000円を 上限とする。